

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金交付要綱

制 定	令和2年10月9日
一部改正	令和3年3月31日
一部改正	令和3年8月26日

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県外からの観光客や教育旅行の利用が落ち込んでいる県内の農林漁業体験民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む民宿をいう。以下同じ。）の宿泊需要の早期回復を図ることを目的として、県内の農林漁業体験民宿が県内居住者に対して実施する農泊需要早期回復事業に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、県内の農林漁業体験民宿に対し、令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、令和2年度青森県農泊需要早期回復事業実施・公募要領（以下「実施・公募要領」という。）の第4に掲げる要件を満たす農林漁業体験民宿とする。

(補助事業)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内居住者に対して実施・公募要領の第5に掲げる要件を満たす宿泊プランを提供する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助対象経費は、第3に掲げる宿泊プランの提供に要する経費とし、補助金の額は、当該宿泊プランの利用者1人1泊につき5,500円を宿泊数に乗じて得た額とする。

2 新型コロナウイルス感染症拡大により県が令和2年度青森県農泊需要早期回復事業の一時停止又は中止を判断した場合は、キャンセルポリシー（宿泊約款等）を定めている事業者が、宿泊予約者からのキャンセル料金を無料とし、当該キャンセル料金を負担した場合に対し、事業者が定めるキャンセルポリシー（宿泊約款等）に基づくキャンセル料金を1人1泊5,500円を上限に県が補助する。

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（実施・公募要領 様式2）
- (2) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規

定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業に要する経費について、次に掲げる変更等を加える場合は、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

ア 事業実施主体の変更（組織形態を変更する場合に限る。）

イ 実施計画書に記載した宿泊プランの内容の変更又は宿泊プランの追加

ウ 補助金の増を伴う変更

エ 補助金の50%を超える減を伴う変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（状況報告）

第9 規則第10条の規定による報告は、令和3年10月31日までの間で、知事が別に定める期日までに状況報告書（第3号様式）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年11月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（第4号様式）その他知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（補助金の請求）

第11 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

附則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

青森県知事 殿

住 所
申請者
氏名（名称及び代表者氏名） 印

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金交付申請書

令和 年度において実施する青森県農泊需要早期回復事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 金 円
1人1泊につき5,500円× 人泊分

2 事業の内容等

別添「実施計画書」のとおり

番 年 月 日 号

青森県知事 殿

住 所
補助事業者
氏名（名称及び代表者氏名）

印

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和2年度青森県農泊需要早期回復事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金交付要綱第6第1項第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

（注）以下第1号様式及び実施計画書の例により作成するものとし、

- ① 変更の場合は、容易に比較対照できるように記載すること。
- ② 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日並びにその時点における事業の内容を記載すること。
- ③ 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金交付要綱第6第1項第1号の規定により、その承認を申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金交付要綱の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

番 年 月 日 号

青森県知事 殿

住 所
補助事業者
氏名 (名称及び代表者氏名)

印

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業（令和3年度実施分）
状況報告書（ 現在）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和2年度青森県農泊需要早期回復事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：人泊

割当販売数 (A)	販売済み数 (B)	キャンペーンの一時停止又は中止に係るキャンセル数 (C)	残数 (A)-(B)-(C)
		うち宿泊が完了したもの	

(注) キャンペーンの一時停止又は中止に伴うキャンセル料金を申請する場合は、(C)に申請する人泊数を記載し、キャンセル実績報告書（実施・公募要領様式4）とキャンセルポリシー（宿泊約款等）の写しを添付すること。キャンセル料金の申請に伴い補助金交付申請額の減が見込まれる場合は、第2号様式により変更承認申請書を提出すること。

青森県知事 殿

住 所

補助事業者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和2年度青森県農泊需要早期回復事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額

補助金実績額	金	円
宿 泊 分	1人1泊につき5,500円×	人泊分
キャンセル分	人泊分計	円

2 添付書類

宿泊者全員分の宿泊確認書及びアンケート（実施・公募要領様式3）

キャンセル実績報告書（実施・公募要領様式4）

※キャンペーンの一時停止又は中止期間中のキャンセル料金の申請がある場合は、申請分全てを記載したキャンセル実績報告書（実施・公募要領様式4）、キャンセルポリシー（宿泊約款等）の写しを添付書類とすること

3 補助事業完了年月日 年 月 日

注1 補助金実績額及び販売数が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合には、異なる部分を二段書きにし、実績の数値等を下段に、当該申請書の数値等を括弧書きで上段に記入すること。

番 年 月 号 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者
氏名（名称及び代表者氏名）

印

令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
令和2年度青森県農泊需要早期回復事業費補助金として、上記の金額を請求します。

補助金交付決定額	確定額	請求額	残額
円	円	円	円

<振込先口座情報>

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協	本店・支店 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 ※該当の種別にチェックを入れてください。	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※代表者印のないものは無効となります。